

宮崎県外国人材定着促進支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 13 日
総合政策部産業政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、中長期的に本県産業を支える外国人材の定着促進を図るため、予算で定めるところにより、外国人材のキャリア形成支援に資する取組を実施する企業等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有する企業等であり、県内の事業所において外国人材を受け入れていること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
受け入れている外国人材を対象としたキャリア形成支援に資する取組等に要する次の経費とする。ただし、受け入れている外国人材個人に対する給付に係る経費を除く。報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が業務の遂行上必要と認める経費	2 分の 1 以内 (補助額の上限額を 250,000 円とし、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は上限額を比較して、いずれか少ない額を補助額とする。1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 支出・購入を予定している対象経費に係る見積書、カタログ、パンフレット、関係ホームページ等の写し
- (2) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (3) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (4) 誓約書（別記様式第4号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る事業は、補助金の交付決定のあった年度の2月28日までに完了すること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日(同日が宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日とする。)のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 支払が確認できる書類(領収書、請求書の写し等)
- (4) 写真(購入した物品、研修会の様子、事業の内容が確認できる内容等)
- (5) その他知事が必要と認める資料

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県外国人材定着促進支援事業費補助金から適用する。